

日本原燃株式会社
濃縮・埋設事業所加工施設
平成30年度第1回保安検査報告書

平成30年8月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
(1) 基本検査項目	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	4
(3) 違反事項	14
4. 特記事項	14

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成30年5月14日
至 平成30年6月11日

(2) 保安検査実施者

六ヶ所原子力規制事務所
原子力保安検査官 服部 弘美
原子力保安検査官 佐藤 末明
原子力保安検査官 山中 弘之
原子力保安検査官 石井 友章
原子力保安検査官 本間 広一
原子力保安検査官 田中 秀樹
原子力保安検査官 上野 賢一 他
原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門
宮坂 直行

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、検査期間中に実施する運転管理状況の聴取、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① 事業者対応方針等の履行の実施状況
- ② マネジメントレビューの実施状況

(2) 追加検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① 保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「事業者対応方針等の履行の実施状況」及び「マネジメントレビューの実施状況」を基本検査項目として、また、「保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況」を追加検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「事業者対応方針等の履行の実施状況」については、平成29年度第

2回保安検査等で確認された「ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷等^A」、「JAEA 大洗内部被ばく事故^Bに対する水平展開不足」等の問題に対する日本原燃株式会社の対応方針（以下「事業者対応方針」という。）及びこれまでの保安検査等での指摘事項等に対する対応の状況として以下を確認した。

「ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷等に対する対応方針^C」（以下「対応方針2」という。）については、ウラン濃縮工場内に設置された設備・機器（直接目視が困難なものを除く。）について、ウォークダウン^Dによる現場確認が終了し、調査結果をとりまとめた報告書を作成したこと、設備・機器の更新、改造等の設計図面等への更新漏れ等により、現場と設計図面等との間に不整合が生じているものがないか確認するため、設計図面等と現場の設備・機器との照合を実施していること等を確認した。

「JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針^E」（以下「対応方針3」という。）については、平成29年度第4回保安検査の指摘を踏まえ、安全・品質本部が、JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開活動に関する計画書を改正し、「人の災害防止」及び「人への災害が起こるとした場合の対応」の観点を明確にして、各施設におけるリスクの再調査を実施していること等を確認した。

対応方針3に係る濃縮事業部の取組みとして、核燃料物質の管理面での確認に係る水平展開調査に関して、これまでの活動実績を取りまとめ報告書を作成したこと、また、ウラン濃縮工場の特徴を踏まえたリスクの洗出しに関して、化学薬品の暴露等のリスクを抽出し、抽出されたリスクに対する必要な訓練を中長期の訓練計画へ反映し、今後訓練を行っていくこと等を確認した。

「全社としての改善の取り組みの強化^F」（以下「対応方針4」という。）については、事業者が「自らが気づき速やかな対策に繋ぐことができない」こと及び「事実を正確に説明できない」ことの対策として、チェック責任者による活動、事業部長級幹部と部長・課長級による保安活動についての対話活動等を継続的に実施していること等を確認した。各事業部の保安上重要な活動をチェックするために設置された「全社監視チーム」は、事業者対応方針に係る活動全般について、現場確認や会議体への参画等により監視し、各事業部に対して必要な提言を行う等、チェック機能としての活動を行っていること等を確認した。

また、平成29年度第4回保安検査での指摘を踏まえ、安全・品質本部が、対応方針1

A: 平成29年8月31日ウラン濃縮工場分析室天井裏の給排気ダクトに顕著な腐食が認められた事象。

B: 平成29年6月6日国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）燃料研究棟において発生した核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故。

C: 平成29年度第2回保安検査等におけるウラン濃縮工場分析室天井裏の給排気ダクト損傷等の指摘に係る保守管理や巡視・点検等の対応方針。

D: 現場において、手順に従って設備等の現状調査を行うこと。

E: 平成29年度第2回保安検査における全社としての JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でないこと等の指摘に係る対応方針。

F: 今回の一連の問題に共通する課題と考えられる、「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」、「事実を正確に把握し、説明できない」という問題について、全社の活動を取りまとめた対応方針。

から3の根本原因分析で洗い出された背景要因を踏まえて、追加で必要な対策を実施するための計画書を策定して活動を開始したこと、安全・品質本部により選任された根本原因分析チームが、対応方針3に係る根本原因分析を実施し、安全・品質改革委員会より背後要因の深掘りが足りない等のコメントを受け、追加の分析を行っていることを確認した。

対応方針4に係る濃縮事業部の取り組みとして、セルフチェックの強化に関しては、チェック責任者がチェック実績を分析することにより、濃縮事業部の職員が業務の全体像を把握できていない等の弱点の洗出しを行い、これらの弱点の洗出し結果を踏まえ、全体の工程を把握するための業務管理表を作成する等の改善を行っていること、また、自ら気づき、改善していく体質改善に関しては、マネジメントオブザベーション^G(以下「MO」という。)を実施する者に対する教育・訓練として、MO 経験者からの指導を受け、MO を実施していること等を確認した。

「マネジメントレビューの実施状況」については、安全・品質本部が、マネジメントレビューの実効性を高めるための運用に係る改善として、他部門での議論を共有するため各事業部・室・本部の管理責任者を一同に集め、合同での開催としたこと、議論の実効性を高めるため、インプット項目に応じて、会議体又は文書によるマネジメントレビューを実施していること等を確認した。

追加検査の結果、「保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況」については、品質マネジメントシステムに係る報告徴収^Hを受け、平成29年2月28日に原子力規制委員会に提出した報告書を踏まえた改善活動として、安全・品質本部、監査室、濃縮事業部等が、アクションプランに基づき改善活動を実施していることを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工施設の運転管理状況の聴取、施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動に関し、保安規定違反として指摘する事項はなかったものの、事業者は継続して事業者対応方針に基づく改善活動に取り組んでいることから、今後の事業者対応方針等の履行の実施状況について、保安検査等において引き続き確認する。

G: 管理的職位にある社員が、業務や現場の状況(作業実施状況など)を準備段階から完了後の振り返りまでに亘る全工程について、じっくり観察することにより、目標となるふるまいとの差を確認し、改善の手助けとなるような気づき点を提供し、現場の改善につなげる活動

H: 平成28年度第3回保安検査において、組織の中心となって品質マネジメントを推進すべき立場である安全・品質本部が、事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたこと等が確認された。原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第67条第1項の規定に基づき、品質マネジメントシステムが機能していなかった問題に対する原因究明とその是正措置計画を報告することを日本原燃株式会社に命じた。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① 事業者対応方針等の履行の実施状況

ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷、JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開不足等の問題に係る事業者対応方針の実施状況について、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。

a. 対応方針2の対策の実施状況

対応方針2は、現場にある全ての設備を対象に、設備・機器の設置場所及び管理責任部署の確認並びに設備・機器の状態把握のための調査を実施し、調査結果を踏まえ、保全計画の策定を含む保全の取組みに係る改善を図るとしている。これらの活動について、計画の管理、計画に基づく実施、活動を通じた改善事項等の取組状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 全設備・機器の設置状況の確認及び状態把握について

ウラン濃縮工場内に設置された設備・機器（直接目視が困難なものを除く。）の確認については、「個別計画書 全設備・機器の状態確認計画書」に基づく活動の報告書として活動実績をとりまとめ、濃縮安全委員会で審議し、事業部長の承認を得ていること、ウラン濃縮工場屋内外の設備・機器の確認を行い、異常が確認されたものは「事象発生リスト」に登録したこと、保温材で覆われていること等により状態把握が出来なかったものは、今後、計画を立てて点検を行うこと及びウォークダウンの活動を通じて配管継手からの微少リークや圧力計の指示値のずれの発見ができるようになったこと等、現場の巡視点検を行う職員の設備・機器の見方に関する感度・意識が向上したと評価していることを「全設備・機器の状態確認結果報告書」等により確認した。また、ウォークダウンにおいて確認された長期未点検機器・設備については、「設備・機器毎の保全重要度の設定および長期未点検設備・機器の抽出計画書」を作成し、計画に基づき長期未点検であった機器・設備を抽出していることを確認した。

(b) 図面と現場の設備・機器との照合について

図面と現場の設備・機器との照合については、手順を定め、現状管理している最新の設計図面と現場の設備・機器との照合を実施していること、当該活動の目的を、設備・機器の更新、改造等の設計図面等への更新漏れ等により、現場と設計図面等との間に不整合が生じているものがないか確認すること及び改造等の有無を確認するための指標として機器名称等を確認することとし、体制を整え照合作業を行っていることを「個別計画書 最終図面との現場照合計画書」、「図面照合手順書」等により確認した。

(c) 保安規定の改正教育について

平成29年度第4回保安検査において、防災管理課、警備課における保安規定の改正教育の実施等に係る課長による改正教育の指示、確認等が適時に行われていなかったことに対して、不適合管理の仕組みの中で是正するよう「気付き事項」として指摘した。指摘に対する是正措置として、改正教育の実施期限を定めたこと、また、改正教育については、濃縮技術課長が計画及び実施を確認することとしたことを「加工施設 教育・訓練要領」等により確認した。

b. 対応方針3の対策の実施状況

対応方針3は、平成29年度第2回保安検査（加工施設、廃棄物埋設施設、再処理施設及び廃棄物管理施設）における JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開に係る指摘に対し、安全・品質本部において全社的な水平展開の体制を構築する等の対策を実施するとしている。これを踏まえ、安全・品質本部及び濃縮事業部の対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

平成29年度第4回保安検査において、各事業部の専門的知識を有するメンバーで構成された特別な体制^Iのもと、「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書^J（以下「大洗事故水平展開実施計画書」という。）に基づき、各事業部の工程毎に取り扱う化学物質、核燃料物質等を抽出し、「人の災害防止」及び「人への災害が起こるとした場合の対応」の観点から水平展開調査を実施していたが、「人への災害が起こるとした場合の対応」の観点が不足していたこと等の事例が確認されたことから、安全・品質本部に対し必要な改善を図るよう「気付き事項」として指摘した。

この指摘に対し、安全・品質本部は、全体計画書の記載が不明確であり調査内容が詳細に伝わらなかったことを原因とし、対策として大洗事故水平展開実施計画書を改正し、各施設のプロセスを考慮した水平展開調査において、「人の災害防止」及び「人への災害が起こるとした場合の対応」の区分を明確にしたこと、各事業部に対して、当該調査に対する再調査を依頼したことを大洗事故水平展開実施計画書等により確認した。

大洗事故水平展開実施計画書に基づく各事業部の活動は、全社水平展開委員会において進捗管理を実施しており、当該調査に対する再調査の実施状況については、全社水平展開委員会の指示を受けて、全社監視チーム^Jが監視を行っているが、再処理事業部においては、抽出されたリスクと各リスクに対応する措置

I: 「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開委員会」（以下「全社水平展開委員会」という。）

J: 事業者対応方針資料4において、全社におけるチェック機能の強化のため、各事業部の保安上重要な活動をチェックするために、安全・品質本部に設置された組織。

について、机上検討が主となっており現場を所管する施設課の確認をとるよう提言を行ったことを「大洗事故の水平展開における監視チームの気付き(メモ)」等により確認した。

(b) 濃縮事業部の活動状況

JAEA 大洗内部被ばく事故に対するウラン濃縮工場の特徴を踏まえた水平展開の対応については、実施計画書を定め、この計画に基づき活動していることを平成29年度第4回保安検査までの保安検査で確認しており、引き続き、その実施状況を確認した。

核燃料物質の管理面での確認に係る水平展開調査として、これまでの活動実績を取りまとめ報告書を作成したこと及び作業の都度準備していた遮蔽材を、被爆防止の観点から常備するように手配したことを「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた濃縮事業部における水平展開報告書」等により確認した。

ウラン濃縮工場の特徴を踏まえたリスクの洗出しとして、化学薬品の暴露等のリスクを抽出し、各部屋に配備されている化学薬品を整理し、不要な化学薬品は処分する計画としたこと、抽出されたリスクに対する必要な訓練を中長期の訓練計画「濃縮事業部における訓練に係わる中長期計画(2018年度)」へ反映し、今後訓練を行っていくとしていること及びこれらの活動をとりまとめた報告書を作成し、濃縮安全委員会での審議、濃縮事業部長の承認を得ていることを「濃縮工場の特徴を踏まえたリスクの洗出し(最終報告)」等により確認した。

c. 対応方針4の対策の実施状況

対応方針4には、全社の活動として、今回の一連の問題に共通する課題と考えられる「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策、「事実を正確に把握し、説明できない」ことの対策、全社におけるチェック機能の強化等について定められており、この対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

平成29年度第4回保安検査における、対応方針1から3に共通する背景要因に係る改善活動及び対応方針3の根本原因分析が未着手であることの指摘に対し、安全・品質本部が、対応方針4の記載を見直し、対応方針1から3の根本原因分析で洗い出された共通する背景要因を踏まえて、追加で必要な対策を実施することを明確にしたこと、当該活動を実施するための計画書を策定して活動を開始したことを「事業者対応方針を踏まえた根本原因分析結果における共通要因の対応」に係る実施計画書」等により確認した。

また、対応方針3に係る根本原因分析については、安全・品質本部により選任された根本原因分析チームが、計画を策定して根本原因分析を実施し、その結果を安全・品質改革委員会に報告していること、同委員会より背後要因の深掘

りが足りない等のコメントを受けて追加の分析を行っていることを議事録等により確認した。

一方、根本原因分析チームは、対応方針3を策定する原因となった、JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でなかったことを対象に根本原因分析を実施すべきところ、対応方針3に基づき実施した対策が機能しなかったことに対して分析を行っていたことから、安全・品質本部に対して、事業者対応方針に基づく分析対象に対して根本原因分析を実施するべきであると「気付き事項」として指摘した。また、安全・品質改革委員会は、報告書の内容についてコメントしているものの、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して認識がなかったことから、目的に沿って適切な審議が行えるよう、必要な改善を図るよう「気付き事項」として指摘した。

「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」こと及び「事実を正確に把握し、説明できない」ことの対策に係る活動について、安全・品質本部は全体計画書等^Kに基づき、継続して活動していることを確認した。

セルフチェックの強化については、安全・品質本部長が、各事業部のチェック責任者と月に1回程度面談し、その結果を安全・品質改革委員会に報告していること、チェック責任者の活動の評価方法を検討していることを議事録等により確認した。

CAP^Lの運用改善については、事業者対応方針とは別の活動として、平成32年度から導入される予定の新検査制度を見据えて、発生防止に着眼点をおいた新しいCAPシステムを導入する方針が、安全・品質改革委員会において了解されたことを議事録等により確認した。

自ら気づき、改善していく体質改善については、体質改善実施計画書^Mに基づき、「現場の気づきを組織に伝え、改善につなげるための取り組み」として、安全・品質本部幹部と事業部課長級との意見交換を実施し、自ら気付く活動の妨げとなっている課題として、要員不足や業務の優先順位付け等を抽出し、結果を安全・品質改革委員会に報告したことを議事録等により確認した。また、協力企業への訪問及びアンケート調査結果にて得られた課題等については、安全・品質本部が取りまとめて安全・品質改革委員会へ報告し、各事業部へ課題に対する対応を指示したこと、各事業部においては事実確認を行い、CAPに登録して必要な対応を実施していることを議事録等により確認した。

K:「平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた、全社としての改善の取り組みの強化(セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化)」に係る全体計画書及び「安全・品質本部に係る「セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に関する実施計画書」

L:「CAP」とは、是正処置プログラム(Corrective Action Program)の略称で、品質情報を用いて、問題の特定・評価等を行い組織全体の振る舞いを促進することを目的として是正処置を実施していく改善の仕組み。

M:「自らの気づきを高めるための改善につなげる取り組み」に係る実施計画書(安全・品質本部 実施事項)」

MOに係る活動としては、各部門の管理職を対象として、社外講師による机上教育を実施し、受講者に対するアンケートにより理解度を確認していること、今後の実地教育として、実務研修及び経験者によるコーチングを実施することを検討していることを「MO教育(机上教育)におけるアンケート結果(抜粋)」等により確認した。

全社におけるチェック機能の強化のため、各事業部の保安上重要な活動をチェックするために設置された「全社監視チーム」は、事業者対応方針に係る活動全般について、現場確認や会議体への参画等により監視し、チェック機能の強化の活動を行っていること、安全・品質改革委員会において、全社監視チームが確認した活動状況を報告するとともに、各事業部に対して必要な提言を行っていること、各事業部は、全社監視チームからの提言を気付き事項としてCAPに登録して管理、対応していることを議事録等により確認した。

(b)濃縮事業部の活動状況

セルフチェックの強化については、チェック責任者は事業者対応方針への対応等の保安上重要な業務が業務計画に従って行われているか等の視点に基づきチェックを行い、そのチェック実績を基に、濃縮事業部の職員が業務の全体像を把握できていない等の弱点の洗出しを行っていること及びこれら弱点の洗出しの結果を踏まえ、現場管理職とチェック責任者との意見交換を行い、職員同士の情報共有を目的として全体の工程を把握するための業務管理表を作成する等の改善を行っていることを「2017年度活動報告書 濃縮事業部としての改善の取り組みの強化」等により確認した。

自ら気づき、改善していく体質改善については、これまでMOの経験のない管理職がMO経験者からの指導を受けMOを実施する等により、MOを実施する者の育成を行っていること、濃縮安全委員会の運用に対して実施したMOにおいて、論点の明確化及び資料の事前確認の実施について提言したこと、提言を受けた濃縮安全委員会は、審議目的等の要点を記載した資料の作成、審議資料の事前配布に取り組んだことを「マネジメントオブザベーション実施状況の確認票」等により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、今回の保安検査での指摘に対し、自らの改善活動の仕組みの中で改善を図っていくとしていること及び継続して事業者対応方針に基づく改善活動に取り組んでいることから、今後の改善状況について、保安検査等において引き続き確認する。

②マネジメントレビューの実施状況

品質マネジメントシステムが適切、妥当かつ有効であることを確実にするための手段であるマネジメントレビューの実施状況について、マネジメントレビューへのインプット及びアウ

トプットを踏まえた品質方針の設定状況、品質目標の設定状況等を確認することにより、組織における保安活動の評価プロセスが十分に機能し、保安活動の改善のための取組が適切に実施されているかについて、その実施プロセスを保安規定に定める品質マネジメントシステムの観点から、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

a. マネジメントレビューの実施

安全・品質本部は、マネジメントレビューの事務局として、各事業部・室・本部の管理責任者に対して、インプット項目や実施時期等について定めた平成29年度のマネジメントレビュー活動計画を示し、インプット資料の作成を依頼していること、各管理責任者より提出されたインプット資料をチェックし、必要に応じて資料の修正を求めていることを「2017年度下期マネジメントレビュー活動計画」、「マネジメントレビューインプット資料のチェックリスト」等により確認した。

また、安全・品質本部は、マネジメントレビューの実効性を高めるための運用に係る改善として、他部門での議論を共有するため、各事業部・室・本部の管理責任者を一同に集めて合同での開催としたこと、インプット資料作成時に確認の視点を明確にしてチェックを強化していること、議論の実効性を高めるため、インプット項目に応じて、会議体又は文書によるマネジメントレビューを実施していること、インプット項目に対する分析・評価の期間を確保するため、定例マネジメントレビューの開催頻度を年4回から年2回に変更していること等を「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」等により確認した。

b. マネジメントレビューへのインプット

(a)安全・品質本部

社長によるマネジメントレビューに先立ち、安全・品質本部の各グループにおいて、マネジメントレビューへのインプット資料案を取りまとめ、安全・品質本部内において、活動のエビデンスを基に記載内容に不備がないか、インプット資料作成時の確認の視点を明確にしたチェックシートを用いたダブルチェックを行い、各部長が承認していることを「マネジメントレビューインプット資料セルフチェックシート」等により確認した。

また、安全・品質本部長が、安全・品質本部の活動に係るマネジメントレビューへのインプット資料に加え、各事業部の品質保証活動のオーバーサイト^N結果についてレビューを実施していること、本部長レビューにおけるコメントを踏まえて、これらをマネジメントレビューへのインプット資料として作成していることを「2017年度下期定例マネジメントレビューに係るインプット資料作成方針協議及び本部長レビュー議事

N: 各部門の品質保証活動を監視する仕組み。不適合発生件数、保安検査での指摘件数等を評価指標とし、傾向分析や比較評価により、各部門の強み及び弱みを特定する活動。

録」等により確認した。

(b)監査室

社長によるマネジメントレビューに先立ち、監査室の品質監査グループにおいて、マネジメントレビューへのインプット資料案を取りまとめ、インプット資料作成時の確認の視点を明確にしたチェックシートを用いて、活動のエビデンスを基に記載内容に不備がないか確認していること、監査室長がマネジメントレビューへのインプット資料についてレビューを実施していることを「マネジメントレビューインプット資料の記載事項及びインプット資料作成・確認時の確認の視点」、「2017年度 下期 定期マネジメントレビューに係る監査室長レビューメモ」等により確認した。

(c)濃縮事業部

濃縮事業部の平成29年度の活動結果を事業部長へのインプット項目としてとりまとめ、濃縮安全委員会で審議され、事業部長レビューを行っていること、事業部長レビューの結果では、類似したヒューマンエラーが発生した場合は、速やかに分析すること等が指示されていることを「事業部長レビュー議事録 2017年度第4回事業部長レビュー」等により確認した。

c. マネジメントレビューからのアウトプット

安全・品質本部は、平成30年4月に開催された2017年度下期定例マネジメントレビューにおける、各事業部・室・本部のインプットに対する社長からの指示事項について、処置内容、担当部署及び期限を明確にし、各管理責任者へ通知していることを「2017年度下期定例マネジメントレビューの結果の記録【監査室、安全・品質本部、濃縮事業部、埋設事業部、再処理事業部、燃料製造事業部、地域・業務本部】」等により確認した。

安全・品質本部について、「安全・品質本部及び各事業部は、安全・品質本部のオーバーサイト結果を踏まえ、自部門の弱みだけでなく強みを確認のうえ、より具体的な対策を検討したものを、次回以降の定例マネジメントレビューにおいて報告すること。」等、アウトプットとして3項目の社長指示があったことを議事録等により確認した。

監査室について、「監査室は、監査をとおしてみた、室、各本部・事業部のオーバーサイトの結果(考察)についてインプットすること。」等、アウトプットとして3項目の社長指示があったことを議事録等により確認した。

d. 品質方針の設定

安全・品質本部は、平成30年度の品質方針の設定にあたり、平成29年度の品質方針の変更要否について検討し、平成30年3月に開催した品質・保安会議において、その検討結果をレビューし、平成30年度は平成29年度の品質方針を変更せずと同様とすること及び品質方針の意図するところを示した「品質方針ガイドライン」を

廃止し、新たに品質方針をより具体化した「社長期待事項」を設定することを決定したことを議事録等により確認した。

その後、同月に開催した保安検査終了後に実施しているマネジメントレビューにおいて、品質方針を変更しないことが了解され、社長から全社員に対して、平成30年度の品質方針を「社達」として文書で通知したこと、また、協力会社に対して、メール、電子掲示板、品質保証大会等において周知していることを「2018年度に適用する品質方針について」等により確認した。

また、社長は、各事業部・室・本部に対して、平成30年度の品質方針に基づき、品質目標として重点的に取り組んで欲しい項目について、社長期待事項を設定したこと、安全・品質本部長は、各事業部・室・本部の管理責任者に対して社長の期待事項を通知するとともに、全社員に対しては、電子掲示板において周知していることを「品質方針に対する社長期待事項」等により確認した。

e. 品質目標の設定

(a)安全・品質本部

安全・品質本部は、品質目標設定に係る改善として、保安に係る品質方針と経営方針に係る経営計画に基づく目標について、それぞれ明確にして取り組むため、品質方針に紐づく品質目標と経営計画を達成するための業務目標の関係を整理し、差別化を図ったこと、品質目標をピラミッド構造とし、上位部署の品質目標を下位部署の品質目標又は実行計画に展開し、階層毎に達成状況を取りまとめる運用としたこと、平成30年度より新しい運用を開始したことを「品質・保安会議結果報告書」、「品質目標策定要則」等により確認した。

平成29年度の品質目標については、事業者対応方針に係る活動として、「JAEA 大洗内部被ばく事故に係る水平展開の実施」を品質目標に追加し、期中変更を実施していること、安全・品質本部長は品質目標の達成状況について、月1回の頻度で進捗確認を実施していることを「2017年度 品質目標【安全・品質本部】」等により確認した。

平成30年度の品質目標については、平成29年度の品質目標の実績を反映しており、マネジメントレビューへのインプットを統合的に分析し、各部門の強み及び弱みを議論すべき等の評価に対し、継続して取り組むべき事項を品質目標として選定したこと、選定した目標をどの組織階層の目標として展開するか整理していること、平成30年5月に安全・品質本部の品質目標を設定し、安全・品質本部長が承認していることを「2017年度 品質目標での次年度継続案件チェックシート」、「2018年度 安全・品質本部 品質目標」等により確認した。また、安全・品質本部の品質目標が設定されたことを受けて、各部の品質目標及び実行計画について検討中であることを関係者への聴取により確認した。

(b)監査室

平成29年度の品質目標については、内部監査の実施時期について、被監査部署における活動状況を踏まえて見直したため期中変更を実施したこと、監査室長が、品質目標の達成状況について、四半期に1回の頻度で進捗確認を実施していることを「2017年度 品質目標【監査室】」、「2017年度 品質目標の具体的展開表(第4四半期実績)」に係る監査室長レビューメモ」等により確認した。

平成30年度の品質目標については、平成29年度の品質目標の実績を評価し、課題として改善すべき事項について、継続して取り組む品質目標として選定したこと、平成30年4月に監査室の品質目標を設定し、監査室長が承認していること、品質監査グループリーダーが品質目標の実行計画を策定していることを「2017年度及び2018年度品質目標比較表」、「2018年度 監査室 品質目標実行計画 兼 実施状況報告書」等により確認した。

(c)濃縮事業部

平成29年度の品質目標については、平成30年度に継続して取り組む品質目標を平成29年度の品質目標から選定していること及び平成30年度の品質目標は、予防保全対象機器の不適合の削減等を設定中であることを「2017年度品質目標の次年度継続項目の識別結果について」等により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

2)追加検査項目

①保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況

平成28年度第3回保安検査で確認された品質マネジメントシステムが機能していなかったことに係る保安規定違反に対する改善活動及び「濃縮事業部の保安活動適正化に向けた全体計画書」に基づく改善活動について、平成30年度第1四半期に実施された全体計画書等に基づく個別の改善活動に対する有効性評価等の実施状況を確認することとし、検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

a. 安全・品質本部の改善活動

安全・品質本部は、「「全社対応委員会およびマネジメントレビューの見直し」に係る実施計画書」に基づき実施した、マネジメントレビューのインプット資料作成ルールの改善について、インプット資料を確認するための視点を各事業部に展開し、各事業部の要領への反映が完了したことから改善活動が有効であると評価していること、「「監視(オーバーサイト)の実施」に係る実施計画書」に基づき実施した、各事業部の品質保証活動を監視する仕組みの構築については、マネジメントレビューに品質保証活動の監視結果を報告し、社長より各事業部の監視結果を踏まえた対策を報告するよう

指示があるなど、監視の仕組みが構築・運用されたことから改善活動が有効であると評価していること、「安全・品質本部の人材育成・充実」に係る実施計画書」に基づき実施した、ISO9000審査員コースの研修受講について、研修の受講実績が当初掲げた達成目標に到達したことから改善活動が有効であると評価していること及び安全・品質改革委員会にこれらの活動を報告したことを「「全社対応委員会およびマネジメントレビューの見直し」に係る実施計画書」に基づく関連する活動の評価結果」等により確認した。

また、「安全・品質本部および各事業部に対する実践的研修に係る実施計画書」に基づき実施した、JEAC4111の研修受講について、研修の受講率が目標未達のため未受講者に対して引き続き研修を行っていくとしていることを「安全推進部における是正措置等の各計画書に対する有効性評価の記録」等により確認した。

b. 監査室の改善活動

監査室は、監査室の品質目標として実施した、内部監査プロセスの改善について、内部監査における改善事項を抽出し、要領書へ反映したことを「監査室 内部監査要則」等により確認した。

また、監査室は、「濃縮事業部の保安活動適正化における監査室の不適切な対応に対する是正処置等計画書」に基づき実施した改善活動の結果を報告書としてとりまとめ、監査室の独立性確保、監査室員の力量向上等について評価指標を達成し、改善活動が有効であると評価していることを「濃縮事業部の保安活動適正化における監査室の不適切な対応に対する是正処置等報告書」等により確認した。

c. 全社で実施する継続的な改善活動

経営本部は、「全社的な職場風土の改善に関する計画書」に基づき、会社全体で実施する継続的改善活動として、安全・品質本部及び監査室を対象としたコミュニケーション研修を実施し、インタビュー調査、外部専門家による評価により改善活動が有効であると評価していること及び職場風土アドバイザー会議を開催し社外アドバイザーより助言を受けていることを「全社的な職場風土の改善に関する計画」の有効性評価」等により確認した。

d. 濃縮事業部の保安活動の適正化に係る改善活動

濃縮事業部は、「濃縮事業部の保安活動適正化に向けた全体計画書」に基づく改善活動に関して、組織要因等に対して行う安全文化に関する研修の実施等、8項目の改善活動に対して、有効性評価を行うために計画を策定し、濃縮安全委員会で審議し、濃縮事業部の承認を得ていることを確認した。また、計画に基づき活動実績をとりまとめ有効性評価の報告書を作成し、安全・品質改革委員会に報告したことを確認した。なお、安全・品質改革委員会において、社長から有効性評価の視点が改善活動を実施したことだけにととまらず、活動を行った結果、何が改善されたのか

評価も含めて記載すべきとの指摘があり、その指摘等を踏まえ、計画を見直し有効性評価を再度行うことを濃縮安全委員会で決定したことを「実施結果報告書 濃縮事業部の保安活動適正化に向けた RCA による評価を踏まえた改善活動に係る有効性評価」等により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(3)違反事項

なし

4. 特記事項

なし

(別添1)

保安検査日程(1/5)

月 日	5月14日(月)	5月15日(火)	5月16日(水)	5月17日(木)	5月18日(金)
午 前	●初回会議※1 ●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視
	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	○マネジメントレビューの実施状況※1		
午 後	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	○マネジメントレビューの実施状況※1		
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議		
勤務 時間外					

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等
※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設、廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(2/5)

月 日	5月21日(月)	5月22日(火)	5月23日(水)	5月24日(木)	5月25日(金)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視
		◎事業者対応方針等の履行の実施状況	◎事業者対応方針等の履行の実施状況	○マネジメントレビューの実施状況	
午 後		◎事業者対応方針等の履行の実施状況	◎事業者対応方針等の履行の実施状況	☆保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況	
		●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	
勤務 時間外					

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程(3/5)

月 日	5月28日(月)	5月29日(火)	5月30日(水)	5月31日(木)	6月1日(金)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視
午 後					
勤務 時間外					

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程(4/5)

月 日	6月4日(月)	6月5日(火)	6月6日(水)	6月7日(木)	6月8日(金)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視
				☆保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況	
午 後				☆保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況	◎事業者対応方針等の履行の実施状況 ※1
				●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議
勤務時間外					

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等
 ※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設、廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(5/5)

月 日	6月11日(月)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視
午 後	
	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議※1
勤務	
時間外	

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等
 ※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設、廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

保安規定違反(違反)に対する事業者の改善措置状況

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
根本原因分析に基づく改善提言に対する不適切な是正措置に係る保安規定違反(違反)に対する改善措置状況	平成28年度第3回保安検査において、安全・品質本部は、社長直轄の組織(根本原因分析チーム)から同本部に対してなされた改善提言について、対応が終了していないにもかかわらず、対応が終了し、組織改正等によって改善されたとする事実と異なる評価結果をまとめていたこと、また、当該評価結果は、安全・品質本部長(副社長)を含む限られた幹部の打合せによって策定されたものであり、その意思決定の過程の記録等がなく、また、評価結果を全社対応委員会に諮るべきとこ	1. 安全・品質本部の是正措置計画 (1)マネジメントレビューの実施に向けた安全・品質本部の対応の改善 ①マネジメントレビューへのインプットの正確性を期すために、セルフチェックシートを用いてインプット資料をチェックすること。	【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 品質目標の設定、管理および本部長レビュー要領」にて、本部内でのセルフチェックシートの運用を定め、平成28年度第4回マネジメントレビューより運用を開始したこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。 【平成29年度第4回保安検査】 平成29年11月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
	<p>ろ、これがなされていない等、不適切な意思決定プロセスによって策定されたものであったことが確認された。</p> <p>以上は、次の保安規定の条項に違反している。</p> <p>【濃縮・埋設事業所加工施設保安規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条 職務 第2項 ・第22条 業務の計画及び実施 第1項 ・第27条 是正処置及び予防処置 第4項 	<p>②マネジメントレビューの有効性・適時性を向上させるために、保安検査終了後速やかにマネジメントレビューを開催し、社長へ報告すること。</p> <p>③安全・品質本部におけるセルフチェックシートの運用について、各事業部へ展開すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」にて、各事業部の保安検査終了後10営業日以内にマネジメントレビューを開催する運用を定め、平成28年度第4回マネジメントレビューより運用を開始したこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>平成29年11月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> <p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>各事業部のインプット資料作成ルールについて、聞き取り調査を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】</p> <p>各事業部の聞き取り調査結果を基に、インプット資料の確認の視点を明確にし、平成29年度第2回マネジメントレビューより運用を開始したこと、また、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p>	<p>完了</p> <p>完了</p>

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>【平成30年度第1回保安検査】 平成30年3月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		<p>(2)安全・品質本部の役割・責任・権限の明確化</p> <p>①安全・品質本部長の役割として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることへの支援及び品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善するために社長を補佐することを明確にすること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部長への期待事項について」を社達として制定し(平成29年2月)、明確にしていること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>②関連規程類において、安全・品質本部の職務を明確にすること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「職制規程」を改正し(平成29年2月及び同年3月)職務を明確にしたこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。	
		③各事業部の品質保証活動を監視(オーバーサイト)する仕組みを構築し、各事業部の強み、弱みを特定するとともに、他事業部の強みを水平展開することにより、全社としての安全性向上を図る。また、オーバーサイトの実施結果をマネジメントレビューにおいて社長に報告すること。	<p>【平成29年度第1回保安検査】 オーバーサイトを実施するための個別計画書を策定したこと(平成29年4月)、また、各事業部の品質保証活動を定量的に評価するための指標を設定し、各事業部のデータを集約中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 同計画書に基づき、各事業部の品質保証活動について、設定した指標を用いて定量的に評価し、平成29年度第1回及び同第2回マネジメントレビューにおいて社長へ報告していること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 平成30年5月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		(3)全社対応委員会の改革と仕組みの見直		

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		し ① 全社対応委員会の位置づけを明確にし、必要な事項が管理される仕組みを構築すること。	【平成29年度第1回保安検査】 「濃縮事業部保安活動適正化全社対応委員会規程」を改正し、社長からの「指示・命令」機関であることを明確にしたこと（平成29年2月）、また、パンチリストにより課題がフォローされていることを確認した。	完了
		② 安全・品質本部の管理職及び品質保証部門の関係者に対して、品質マネジメントシステムの理解推進及び改善力を向上させるため、「ISO9000審査員コース」の研修を計画的に実施すること。	【平成29年度第1回保安検査】 「品質マネジメントに関する教育」基本計画書を策定したこと（平成29年2月）、また、同計画書に基づいて研修を実施中であることを確認した。 【平成29年度第4回保安検査】 同計画書に基づいて研修を実施中であることを確認した。 【平成30年度第1回保安検査】 平成30年4月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。	完了
		③ 安全・品質本部員に、担当する業務と保安規定要求事項との	【平成29年度第1回保安検査】 安全・品質本部の業務と保安規定との関連を整理した表を用いて、教育を実施してい	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		紐付けを理解させるために、保安規定に係る教育を実施すること。	ること、また、教育実績等を反映して整理表の充実化を図る予定であることを確認した。 【平成29年度第3回保安検査】 平成29年9月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。	
		④5W2Hを意識した業務管理能力の向上を図るために、社外専門家による実践的研修を実施すること。	【平成29年度第1回保安検査】 「品質マネジメントに関する教育」基本計画書」に基づき研修を実施したこと(平成29年3月)、また、同研修結果を踏まえ、平成29年度に実施する研修計画の見直しを実施中であることを確認した。 【平成29年度第4回保安検査】 研修計画に基づき研修を実施中であることを確認した。 【平成30年度第1回保安検査】 研修計画に基づき研修を実施中であることを確認した。	未完了
		(5)安全・品質本部の心得の制定と徹底 ①品質保証活動の重要		

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>性を認識した活動を実施するために、安全・品質本部員が品質保証活動に関する業務を遂行する際の拠り所として活用する心得を本部内に浸透させること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部員の心得(7つの心得)」を改正し、本部員全員で毎朝唱和していること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>(6)重要度・緊急性を踏まえた業務プロセスの確立</p> <p>①安全・品質本部で所掌する業務の重要度・緊急性を明確にし、業務の見える化を図ることにより、計画的かつ組織的な業務管理を徹底すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 品質目標の設定、管理および本部長レビュー要領」を改正し、当該要領に従って、重要度・緊急性を踏まえて平成29年度の品質目標を設定していること、また、当該品質目標を執務室に掲示し、本部長以下で進捗状況を確認するとと</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>もに課題を共有していること(平成29年4月)、さらに、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年10月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		<p>②業務の計画を策定するにあたり、要求事項及び重要度・緊急性を明確にすること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 文書管理要領」の改正方針を検討中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 同要領を改正し、5W2H、業務の重要度・緊急性を意識した文書を作成すること等を明確にしたこと(平成29年6月、同年7月)、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、重要度・緊急性に係る記載が不十分と判断し、同要領を再改正したことを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>【平成30年度第1回保安検査】 平成30年3月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		<p>(7)安全・品質本部の不適合管理ルールの見直し ①安全・品質本部の不適合管理について、5W2Hを意識する手順とし、重要性に応じたグレード分けを行い、会議体において是正処置の妥当性及び進捗状況を確認する運用とすること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 不適合管理要領」を改正し、5W2Hを意識した様式への変更、重要性に応じたグレードの設定及び不適合検討WGを設置したこと(平成29年3月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>(8)「濃縮事業部の保安活動適正化に向けた全体計画書」の整</p>		

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>理、個別計画書の策定及び実施</p> <p>①「濃縮事業部の保安活動適正化に向けた全体計画書」(以下「全体計画書」という。)を整理し、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動と、安全・品質本部の是正措置計画に係る活動を分割すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>全体計画書を改正するとともに、「安全・品質本部における是正措置等の活動計画書」を策定したこと(平成29年3月)を確認した。</p>	完了
		<p>②安全・品質本部の是正措置計画に係る個別計画書を策定し、改善活動を実施すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>「安全・品質本部における是正措置等の活動計画書」に基づく個別計画書を策定し、改善活動を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】</p> <p>同計画書に基づき改善活動を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】</p> <p>同計画書に基づき改善活動を実施中で</p>	未完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			あることを確認した。	
		<p>2. 監査室の是正措置計画</p> <p>(1) 監査室の独立性確保</p> <p>① 特定の取締役が強く監査室に関与しないために、担当取締役を廃止すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>取締役の業務分担及び事務委嘱を見直し、監査室の担当取締役を廃止したこと(平成29年1月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>② 監査室の執務室を、監査対象組織から物理的に隔離すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>安全・品質本部の隣にあった監査室の執務室を別のフロアに移し、保安組織から物理的に隔離したこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>平成29年7月に当該措置の有効性評</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		<p>③ 関連規程類の中で、監査室が組織的に独立した記載となっていること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 関連規程類について、監査室の独立性に影響を及ぼす記載がないことを確認したこと(平成29年2月)、また、「全社品質保証計画書」を安全・品質本部が改正する際に、「監査室の独立性の確保」を追加したこと(平成29年3月)、さらに、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	<p>完了</p>
		<p>(2) 監査室の活動を監査に限定 ① 監査室の活動を監査に限定するために、関連規程類を改正すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「監査室全社品質保証計画書運用要則」を改正し、監査室の活動を監査に限定したこと(平成29年2月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p>	<p>完了</p>

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		②臨時の特別監査に対応するための仕組みを構築すること。	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「監査室内部監査要則」を改正し、臨時の特別監査を行う際に、必要な力量を有する人材を全社から招集できるようにしたこと（平成29年2月）、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>(3)監査室の役割、責任及び権限の明確化</p> <p>①監査室の責任と権限が関連規程類において明確となっていること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 JEAC4209の監査に関する要求事項と照らし合わせて、関連規程類において、監査室の責任と権限が明確になっていること、また、当該措置の有効性を評価する計画で</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			あることを確認した(平成29年3月)。 【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。	
		②監査室員の役割を明確にし、業務を遂行する際の拠り所として活用する心得を監査室内に浸透させること。	【平成29年度第1回保安検査】 「監査室員の心得」を策定し、監査室員に対して教育を実施したこと(平成29年3月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。 【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。	完了
		③監査室の業務目標において、監査室員個人の役割及び責任を明確に設定すること。	【平成29年度第1回保安検査】 監査室員が個人の「業績評定表(計画)」を設定したこと(平成29年4月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。 【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		<p>(4) 監査室員の力量向上</p> <p>① 監査は客観的な事実に基づく行為であることを再認識するために、品質マネジメントの基礎に係る教育を実施すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 監査室員に対して、「品質マネジメントシステム運用研修」を実施したこと（平成29年3月）、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>② 品質マネジメントシステムの理解推進及び改善力を向上させるため、「ISO9000審査員コース」の研修を計画的に実施すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「品質マネジメントに関する教育」基本計画書に基づいて教育を実施中であること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価し</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			ていることを確認した。	
		③監査に必要な力量を向上させるため、監査室員が実施する内部監査において、品質マネジメントシステムの専門家による現地指導を受けること。	<p>【平成29年度第1回保安検査】 平成29年3月に実施した内部監査において、外部の専門家が立会い、助言を受けたこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		④監査に必要な力量を有する人材を確保すること。	<p>【平成29年度第1回保安検査】 監査に必要な力量を有する要員2名が増員されたこと(平成29年4月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		(5)監査の質の向上 ①監査室が実施する内	【平成29年度第1回保安検査】	未完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>部監査と、各事業部の品質保証部門が実施する内部監査を整理し、内部監査プロセスを改善すること。</p>	<p>各部門の現状を把握し、内部監査に係る改善事項について整理し、改善策を検討中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 監査室の品質目標に取り上げて活動を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 改善事項を抽出し活動を実施中であることを確認した。</p>	
		<p>②適切かつ実効的な内部監査を実施すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 社長からの指示を受けて、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動に関する特別監査の計画を検討中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 平成29年6月及び同年7月に安全・品質本部及び濃縮事業部に対し、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動に関する特別監査を実施したこと、監査結果を安全・品質改革委員会へ報告していることを確認した。</p>	<p>未完了</p>

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>【平成29年度第4回保安検査】</p> <p>平成30年1月に監査室に対し、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動に関する特別監査を実施したこと、監査結果を安全・品質改革委員会へ報告していることを確認した。</p>	
		<p>3. 是正措置等の進捗管理及び評価体制の構築</p> <p>(1) 全社の品質保証活動の実施状況について、経営の観点から観察・評価し、社長が必要な指示・命令を与え、必要に応じて人材、資源の強化を図ること等を目的とした会議体を設置すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>全社対応委員会（社長が委員長を務め、安全・品質本部が事務局を担当）から業務を引継ぎ、安全・品質改革委員会（社長が委員長を務め、経営本部が事務局を担当）を設置したこと（平成29年3月）、また、当該委員会は平成29年6月までに10回開催され、是正措置の具体的なアクションプランや全社の品質保証活動に係る改善活動等が議論されるとともに、その進捗を管理していることを確認した。</p>	完了
		<p>(2) 是正措置等の品質保証活動の実施状況について、外部からの</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>安全・品質改革委員会における改善活動状況に対して、外部からの客観的な観点</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		客観的な観点で評価、助言を行う会議体を設置すること。	<p>で評価、助言を行う機関として、社外有識者（法曹界、ISO 規格及び安全文化等の専門家）を委員とする安全・品質改革検証委員会を設置したこと（平成29年4月）、また、平成29年6月に当該委員会を開催予定であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 平成29年6月に第1回安全・品質改革検証委員会を開催し、委員より、各部門の悪いところのみを取り上げる競争とならないように配慮すること等の改善活動に対する助言を得たこと、当該委員会における議事概要を社外へ公開していることを確認した。</p>	
		<p>4. 全社における継続的な改善活動</p> <p>(1) 職場風土を改善するために、主に以下の事項を実施すること。</p> <p>① 対話活動の促進（役員間、役員と社員、社員間）</p> <p>② 役員のコミュニケーション力の多面評価と</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「全社的な職場風土の改善に関する計画書」を策定し（平成29年5月）、各事業部に展開して活動中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 同計画書に基づき活動を実施中であることを確認した。</p>	未完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		トレーニングの実施 ③研修の実施(コミュニケーション研修等) ④職場の業務課題の共有化 ⑤職場風土の現状把握のためのアセスメントの実施(アンケート、インタビュー)	【平成30年度第1回保安検査】 同計画書に基づき活動を実施中であることを確認した。	
		(2)各事業部の保安活動に関与する組織の管理職及び品質保証部門の要員に対して、品質マネジメントシステムの理解を促進させるため、「ISO9000主任審査員コース」の研修を計画的に実施すること。	【平成29年度第1回保安検査】 平成29年7月及び同年8月に当該研修を実施するために、計画書を改正中であることを確認した。 【平成29年度第4回保安検査】 計画書に基づき、研修を実施中であることを確認した。 【平成30年度第1回保安検査】 計画書に基づき、研修を実施中であることを確認した。	未完了